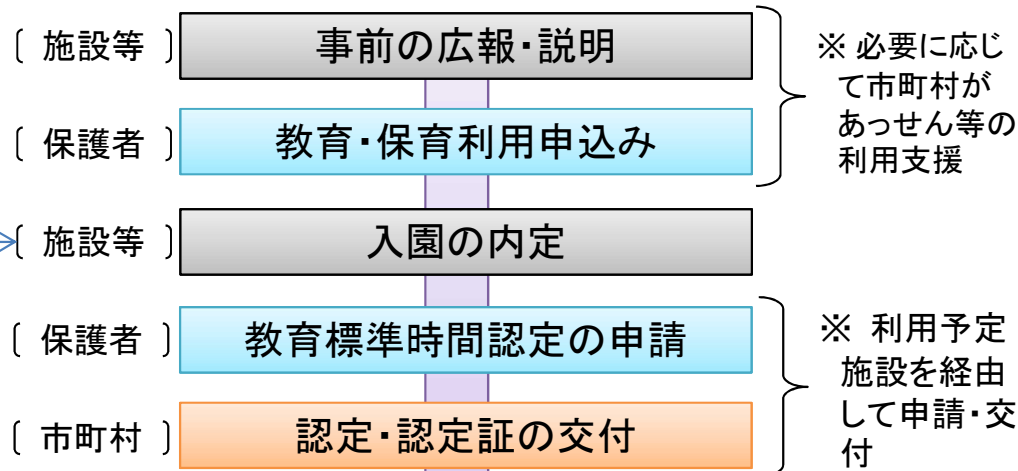


## Ⅲ. 園児募集、利用手続

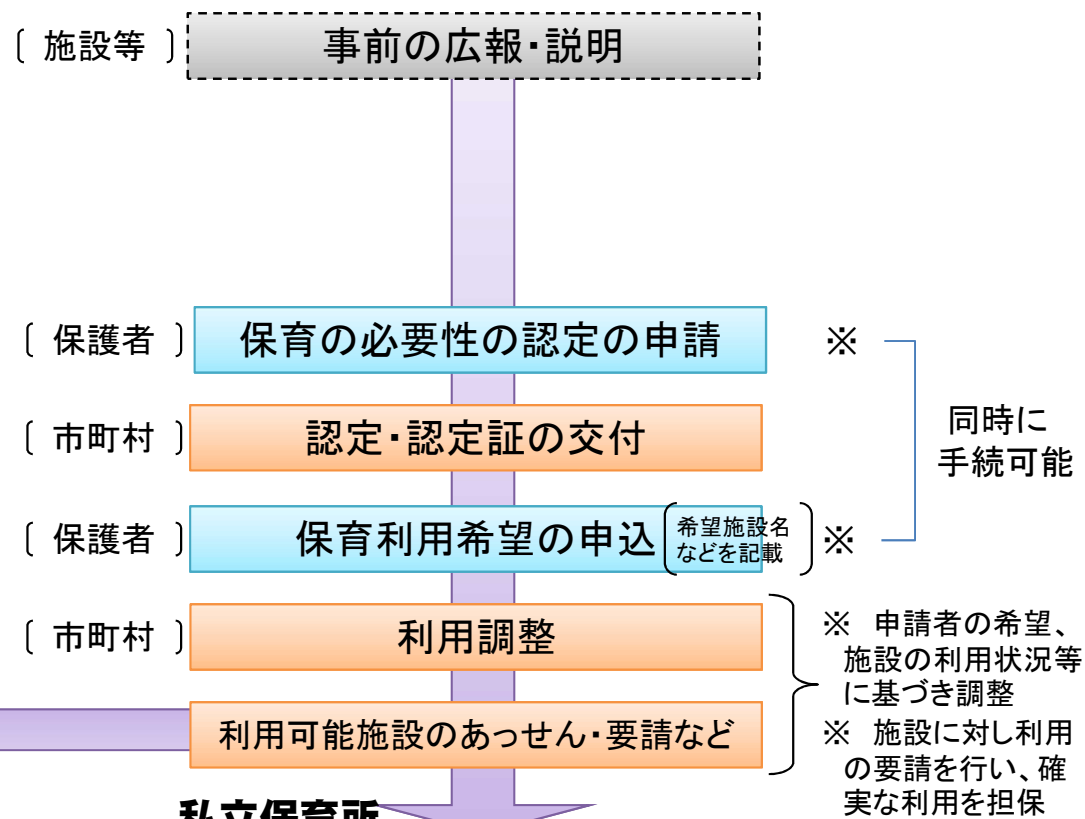
# 教育・保育の利用に必要な手続

- 利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、拒んではならない(応諾義務)。※幼稚園・認定こども園は、保護者と施設の直接契約であり、保護者が情報収集し必要に応じ複数施設から説明を受けた上で、申込みを行う想定。
- 当分の間、保育認定(2号・3号)の子どもの全ての保育の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)

## (1) 教育標準時間認定(1号)の子ども



## (2) 保育認定(2号・3号)の子ども



### 認定こども園・幼稚園の場合

**保護者と施設・事業者の契約** (公立保育所は施設の設置者が市町村)

- ・利用者負担額は施設・事業者が徴収
- ・施設・事業者は市町村から給付を法定代理受領

### 私立保育所の場合

**保護者と市町村の契約**

- ・利用者負担額は市町村が徴収
- ・市町村から保育所へ委託費を支払

教育・保育の利用

# 共働き等家庭の子どもが幼稚園等を利用する場合の支給認定等

○ 共働き等家庭の子どもについても、保護者の希望と選択に応じた認定を受け、幼稚園等を利用することが可能。

- ※ 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定（1号認定）の利用定員）
- ※ 保育所等：保育所又は認定こども園（満3歳以上・保育認定（2号認定）の利用定員）

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等のみを希望	1号（入園内定施設を通じて申請）	施設型給付（1号）の対象	
	●幼稚園等と保育所等の両方を希望（併願） ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付（2号）の対象	一時預かり事業（幼稚園型）
	保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園	既に受けている2号認定をそのまま活用		

入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。  
 ※ 認定こども園の場合は特例施設型給付の対象とならないため、共働き等であるが2号定員ではなく1号定員として利用する場合は、1号認定に変更して施設型給付（1号）を受けることが必要。

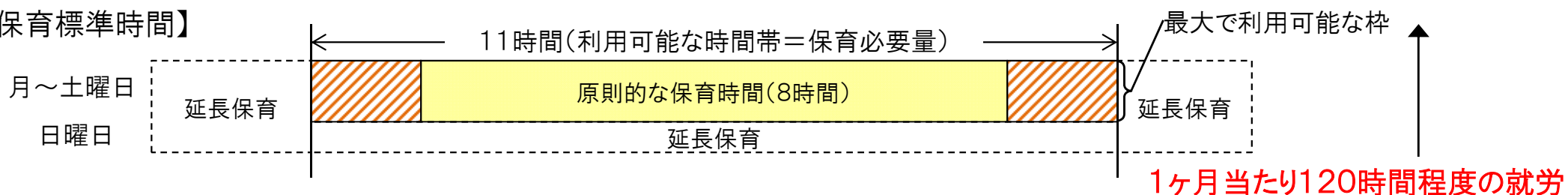
# 保育標準時間・保育短時間

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

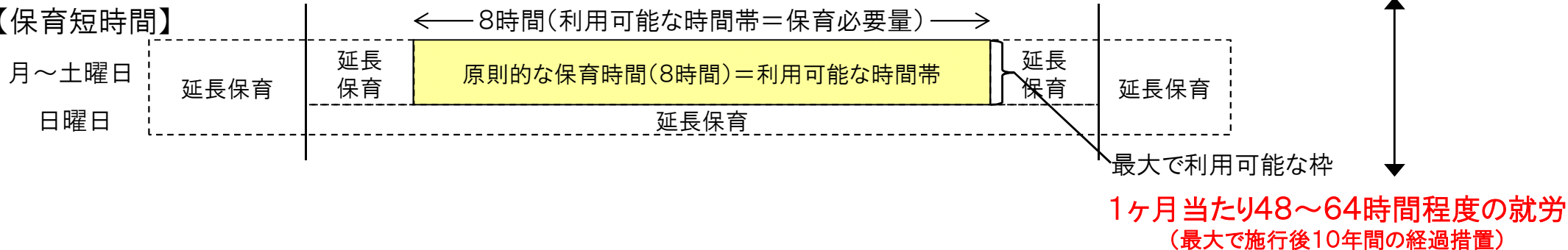
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

## 【保育標準時間】



## 【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

## IV. 確認制度

(確認、利用定員、運営基準等)

# 確認制度について①（市町村の確認、利用定員）

## 【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
  - ① 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
  - ② 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
  - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
    - ・ 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
    - ・ 恒常的な利用定員の超過については、公定価格において費用調整（減算）。
  - ④ 認定こども園の園児の認定区分の変更については、引き続き同施設の利用を可能とするよう柔軟な取扱いを基本とする。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に「別段の申出」

認可定員超過園の利用定員の設定方法は、現在整理中

## 【対象施設・事業について】

### 〔法人格〕

- 教育・保育施設は、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が必要。地域型保育事業者は制限なし。

子ども・子育て支援法施行令に規定（6月13日公布）

※ 施行前に現に認可を受けている個人立幼稚園は、施行時に新制度に移行すれば給付の対象となる（みなし確認）。  
みなし確認を受けた個人立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行した場合、引き続き給付の対象となる。個人立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、みなし確認の有無にかかわらず、給付の対象となる。

### 〔運営基準の遵守〕

- 国が定める基準を踏まえ、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。 ⇒次ページ
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

### 〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

## 確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準（本年4月30日に平成26年内閣府令第39号として制定）及び関連する通知等（今後運用を整理した上で発出予定）により明確化する事項は、主として以下のとおり。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）</li> <li>・連携施設との連携（地域型保育事業のみ）</li> <li>・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）</li> <li>・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・非常災害対策、衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</li> </ul>



# 想定される確認の手続(新制度への移行、利用定員の設定)

平成26年6月4日(水)都道府県・政令市・中核市  
向け説明会資料より

## 27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について(抜粋)

⑩みなし確認に係る事務(施行の際、現に認可・認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされる。)	みなし確認事務に係る書類の様式を定める。	～8月
	既存の施設に対し、みなし確認されること(特に、幼稚園については、別段の申出を行うことにより確認を辞退できること)を連絡するとともに、必要な情報提供を行う。	～8月
	みなし確認される認可施設・事業者や認可権者(都道府県等)から、確認に必要な情報収集(調査等)を行う。	～8月
	特に幼稚園・認定こども園は園児募集の円滑な開始に配慮して、みなし確認をすみやかに行う。	9月～
	みなし確認される確認施設・事業の利用定員の設定に対し、地方版子ども・子育て会議の意見聴取を行う。	～9月
	みなし確認される確認施設・事業について、都道府県に協議し、利用定員を定める。	10月～